

#### 4. 評定内容

##### 4.1 基礎の概要

設計者	資格	一級建築士（一級建築士事務所） 二級建築士（二級建築士事務所）		
組立鉄筋製造者	（一財）日本建築センター評定において、本設計要綱が適用できると確認されたBRS工法の指定工場			
工事施工者	—			
用途	木造（在来軸組構法、枠組壁工法）、鉄鋼系（鉄骨造）の住宅等			
階数	3階建て以下			
基礎の構造種別	現場打鉄筋コンクリート造			
基礎の構造		布基礎	べた基礎の基礎梁	
	基礎梁部	幅	150mm以上かつ土台の幅以上	150mm以上かつ土台の幅以上
		主筋（上・下端筋）の径	D13、D16、D19、D22	D13、D16、D19、D22
		せん断補強筋の径	D10、D13	D10、D13
		腹筋の径	D10、D13	D10、D13
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	40mm以上	40mm以上
	底盤部分	厚さ	150mm以上	
		ベース主筋の径	D10、D13、D16	
		配力筋の径	D10、D13	
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	60mm以上	
その他の鉄筋	D10、D13、D16、D19、D22	D10、D13、D16、D19、D22		
コンクリート	Fc（設計基準強度）18N/mm <sup>2</sup> 以上 30N/mm <sup>2</sup> 以下			

1. 本表における建築材料の品質は、以下の通りとする。  
鉄筋（JIS G3112）—SD295A、SD345／（JIS G3117）—SDR295、SDR345  
コンクリート（JIS A5308）—普通コンクリート

2. 構造設計条件（荷重及び外力）は、各住宅を設計する建築士が定め、個邸の構造安全性を確認することとしている。

##### 4.2 構造概要

BRS工法は地上階数が3以下の住宅等（ここで、住宅等とは専用住宅並びに共同住宅、店舗併用住宅、店舗、事務所、倉庫または工場等）で、構造形式を在来軸組構法、枠組壁工法、鉄骨造としたものに使用する場所打ち鉄筋コンクリート造布基礎、べた基礎の基礎梁及びべた基礎と一体となった偏心布基礎に適用する溶接鉄筋ユニット工法である。この溶接鉄筋ユニットには立上り筋ユニット、ベース筋ユニット及び開口部補強ユニット筋がある。特に、立上り筋ユニットのせん断補強筋を任意の間隔に設定することが出来ることが本工法の一つの特徴である。